

鳥羽市郵便入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の諸事情を鑑み、当面の措置として、鳥羽市契約規則（平成26年規則第1号。以下「規則」という。）第10条（規則第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、一般競争入札又は指名競争入札（入札の参加者が市内の者に限られる場合を除く。）のうち、公告又は指名通知書において「郵便による入札」として市長が指定するものとする。

(公告又は指名通知)

第3条 市長は、郵便入札に係る公告又は指名通知書（以下「公告等」という。）に、規則第4条第2項又は第19条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(入札書等の提出方法)

第4条 郵便入札の参加者は、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を、第3条第2号の到着期限までに到着するよう一般書留又は簡易書留により郵送しなければならない。

- (1) 入札書（規則様式第2号の入札書に第8条第2項に規定するくじ番号を記載したもの）
- (2) 前号に掲げるもののほか、公告等により指定した必要書類

2 前項の規定により入札書等を送付する場合は、案件ごとに二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書等を封入し、表面に件名、開札日、履行場所並びに郵便入札の参加者の住所及び氏名を記載し、封印した上で郵送用の外封筒により送付

しなければならない。

- 3 前項の郵送用の外封筒は、宛名を第3条第3号の送付先とし、表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、件名及び開札日を記載し、裏面に郵便入札の参加者の住所及び氏名を記載しなければならない。

(入札書等の保管方法等)

第5条 市長は、入札書等が到着したときは、外封筒を開封しないで開札時刻まで施錠できる場所で厳重に保管しなければならない。

- 2 到着した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(開札)

第6条 開札は、公告等に記載した日時及び場所において、当該入札の事務に関係のない職員を1名以上立ち合わせて執行しなければならない。

- 2 第4条に規定する提出方法によらない入札書又は送付先に到着期限までに到着しなかった入札書は、無効とする。

(辞退)

第7条 郵便入札の参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到着後は、入札を辞退することができないものとする。

(くじによる落札者又は落札候補者の決定)

第8条 落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者又は落札候補者を決定するものとする。

- 2 くじの方法は、郵便入札の参加者があらかじめ入札書に記載した3桁のアラビア数字で構成される「くじ番号」及び郵送の際の一般書留又は簡易書留の引受番号(受領証に「お問い合わせ番号」として表記されたものをいう。)を別記に定める所定の計算式に当てはめて算出した結果によって落札者又は落札候補者を決定する方法とする。

(再度入札)

第9条 予定価格を事前に公表しない案件に限り、第6条第1項の規定により開札

した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格）で入札した者がいないときは、郵便により再度入札をすることができる。この場合において、入札の執行回数の限度は、当初の入札と再度入札を合わせて3回とするものとする。

2 再度入札を行うときは、市長は、直ちに再度入札を行う旨、前回の入札における最低入札額及び再度入札の日時を郵便入札の参加者にファックス等で通知するものとする。

3 規則第12条第2項の規定により再度入札に参加する資格のない者については、その旨をファックス等で通知するものとする。

4 再度入札における予定価格調書は、前回の入札の事務に従事した職員が、新たな予定価格封筒に封かんし、立会人の印又はサインにより封印をしておくものとする。

5 前各項に定めるもののほか、再度入札については、当初の入札の例による。

（入札結果の通知）

第10条 市長は、落札者を決定したときは、郵便入札の参加者に速やかにファックス等で入札結果を通知しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月13日から施行する。

別記（第7条関係）

郵便入札におけるくじの方法について

郵便入札において、落札者又は落札候補者となるべき同価で入札した者が2者以上あるときは、次の方法によりくじ（抽選）で落札者又は落札候補者を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の3桁のアラビア数字「000～999」を記入する。

なお、記入のない場合、不明確な場合等は、書留お問い合わせ番号（11桁）の下3桁の数字を記載したものとみなす。

書留お問い合わせ番号（書留引受番号）は郵便追跡用に使用する番号で、
（3桁）-**-**（2桁）-**（5桁）-*(1桁) 合計11桁で表示された番号

2 くじの手順

(1) 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3、…）を付与する。

※下4桁が同一の数字となった場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照する。

(2) 同価入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同価入札者の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の「抽選番号」の入札参加者を落札者又は第1落札候補者とする。

(4) 第1落札候補者の「抽選番号」に1を足した数値に相当する「抽選番号」の入札参加者を第2落札候補者とする。

第1落札候補者の「抽選番号」に1を足した数値に相当する「抽選番号」が存在しない場合には、「抽選番号」が「0」の入札参加者を第2落札候補者とする。

(5) 第3落札候補者以下は(4)の規定に準じて順位を決定する。

例) 入札参加者3者が同価入札の場合

(1) 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、…）を付与する。

業者名	任意のくじ番号	お問い合わせ番号	抽選番号
A社	1 2 3	***-**-**143-2	0 付与
B社	0 7 8	***-**-**235-3	1
C社	3 4 9	***-**-**438-1	2

(2) くじ番号の和を求め、同価入札者数で除算し、余りを算出する。

$$1\ 2\ 3\ (A社) + 0\ 7\ 8\ (B社) + 3\ 4\ 9\ (C社) = 5\ 5\ 0$$

$$5\ 5\ 0 \div 3\ (者) \cdots \underline{\text{余り}\ 1}$$

(3) 落札者又は落札候補者の決定

「抽選番号」と「余り」が一致したB社が落札者又は第1落札候補者となる。

業者名	抽選番号	落札決定する場合	落札候補を決定する場合
A社	0		第3落札候補者
B社	1	落札者	第1落札候補者
C社	2		第2落札候補者